○同行援護サービス費

基本部分		注 基礎研修課程修了者等により行われる場合	注 盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合	注 2人の同行援護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	注 盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合	注 障害支援区分3に該当する者の場合	注 障害支援区分4以上に該当する者の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算（月2回を限度）	注 喀痰吸引等支援体制加算
身体介護を伴う場合※	(1) 30分未満 （257単位）	×70／100	×90／100	×200／100	夜間もしくは早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100				特定事業所加算（Ⅰ） ＋20／100 特定事業所加算（Ⅱ） ＋10／100 特定事業所加算（Ⅲ） ＋10／100 特定事業所加算（Ⅳ） ＋5／100	＋15／100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
	(2) 30分以上1時間未満 （406単位）											
	(3) 1時間以上1時間30分未満 （591単位）											
	(4) 1時間30分以上2時間未満 （674単位）											
	(5) 2時間以上2時間30分未満 （758単位）											
	(6) 2時間30分以上3時間未満 （842単位）											
	(7) 3時間以上 （925単位に30分を増すごとに＋83単位）											
身体介護を伴わない場合※	(1) 30分未満 （105単位）	×90／100										
	(2) 30分以上1時間未満 （200単位）											
	(3) 1時間以上1時間30分未満 （279単位）											
	(4) 1時間30分以上 （349単位に30分を増すごとに＋70単位）											
平成30年4月以降に支給決定を受けた者に提供した場合	(1) 30分未満 （184単位）	×90／100				＋25／100	＋20／100	＋40／100			1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
	(2) 30分以上1時間未満 （291単位）											
	(3) 1時間以上1時間30分未満 （420単位）											
	(4) 1時間30分以上2時間未満 （484単位）											
	(5) 2時間以上2時間30分未満 （547単位）											
	(6) 2時間30分以上3時間未満 （610単位）											
	(7) 3時間以上 （673単位に30分を増すごとに＋63単位）											

※ 平成30年3月31日までに支給決定を受けた者の支給決定期間中に提供した場合は、「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の報酬を算定できる。

初回加算 （1月につき200単位を加算）	
利用者負担上限額管理加算（月1回を限度） （1回につき150単位を加算）	
福祉・介護職員処遇改善加算 イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×303／1,000）	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×221／1,000）	
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×123／1,000）	
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋ハの90／100）	
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋ハの80／100）	
福祉・介護職員処遇改善特別加算 （1月につき ＋所定単位×41／1,000）	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可